

## 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 20 年 10 月 14 日

日本証券業協会

### ・改正の趣旨

先般、金融商品取引所においては、外国株券及び外国株価指数等連動型投資信託受益証券を信託財産とする「信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券」（いわゆる日本型預託証券（Japanese Depositary Receipt：JDR））について、上場制度の整備を行ったところである。

今般、金融商品取引所における JDR への対応状況を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

なお、当該規則の一部改正に係る施行日について、「本協会が別に定める日」を、平成 20 年 10 月 14 日と定めることとする。

### ・改正の骨子

1. 「有価証券の引受け等に関する規則」及び「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

「株券等」の定義規定に「外国株信託受益証券」の定義を追加することとする。

（第 2 条第 1 号）

「オーバーアロットメント」の定義規定に、外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に限り、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に行うことのできる募集又は売出しを追加することとする。

（第 2 条第 17 号）

「グリーンシューオプション」の定義における外国株信託受益証券の保有者は、外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合において、金商法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券を保有する者と規定することとする。

（第 2 条第 18 号）

その他所要の整備を図る。

2. 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

新規公開時の一部抽選対象に、外国株信託受益証券における受託有価証券となる外国株券が外国の金融商品市場に上場していない場合を追加することとする。

（第 3 条第 1 項）

その他所要の整備を図る。

3. 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

「株券等」の定義規定に「外国証券信託受益証券」を追加することとする。

(第3条第1号)

外国証券信託受益証券の受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に「100分の80」を乗じた金額とする。

(第7条第2項)

その他所要の整備を図る。

**・ 施行の時期**

この改正は、平成20年10月14日から施行する。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 担当：佐々木、齋藤 (TEL 03-3667-8647)

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 14 日

( 下線部分変更 )

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>( 定 義 )</b></p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等<br/>次に掲げる有価証券をいう。</p> <p>イ<br/>ゝ ( 現行どおり )</p> <p>ホ</p> <p>へ <u>外国株信託受益証券(金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券(金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。)</u>であるものをいう。)</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 引受業務<br/>引受けを行うことを目的として発行者(<u>外国株信託受益証券においては、金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の発行者をいう。以下同じ。)</u>に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討及び有価証券の元引受契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。</p> <p>4<br/>ゝ ( 現行どおり )</p> <p>16</p> <p>17 オーバーアロットメント</p> | <p><b>( 定 義 )</b></p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等<br/>次に掲げる有価証券をいう。</p> <p>イ<br/>ゝ ( 省 略 )</p> <p>ホ<br/>( 新 設 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 引受業務<br/>引受けを行うことを目的として発行者に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討及び有価証券の元引受契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。</p> <p>4<br/>ゝ ( 省 略 )</p> <p>16</p> <p>17 オーバーアロットメント</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。<u>ただし、外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合は、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に行う募集又は売出しを行うことをいう。</u></p>   | <p>引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。</p>   |
| <p>18 グリーンシュエーション</p> <p>引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者( <u>外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合においては、金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の保有者をいう。</u> )より取得することができる権利をいう。</p>  | <p>18 グリーンシュエーション</p> <p>引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者より取得することができる権利をいう。</p>   |
| <p>19 ( 現行どおり )</p>  | <p>19 ( 省 略 )</p>  |
| <p>( 適切な引受審査 )</p>   | <p>( 適切な引受審査 )</p>   |
| <p>第 9 条 ( 現行どおり )</p> <p>2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料( <u>優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。</u> )を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</p> | <p>第 9 条 ( 省 略 )</p> <p>2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料( <u>優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。</u> )を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</p> |
| <p>1</p> <p>ゝ ( 現行どおり )</p>  | <p>1</p> <p>ゝ ( 省 略 )</p>  |
| <p>5</p>   | <p>5</p>   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| 3<br>ㄱ ( 現行どおり )<br>6   | 3<br>ㄱ ( 省 略 )<br>6   |
| <p style="text-align: center;"><b>(新規公開における引受審査項目)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、<u>外国株信託受益証券</u>又は不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</p> <p>1 株券、<u>優先出資証券及び外国株信託受益証券</u></p> <p>イ<br/>ㄱ ( 現行どおり )<br/>リ</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> | <p style="text-align: center;"><b>(新規公開における引受審査項目)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</p> <p>1 株券及び優先出資証券</p> <p>イ<br/>ㄱ ( 省 略 )<br/>リ</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)</b></p> <p><b>第 14 条</b> 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</p> <p>1 株券、新株予約権証券、<u>優先出資証券及び外国株信託受益証券</u></p> <p>イ<br/>ㄱ ( 現行どおり )<br/>ト</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>  | <p style="text-align: center;"><b>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)</b></p> <p><b>第 14 条</b> 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</p> <p>1 株券、新株予約権証券及び優先出資証券</p> <p>イ<br/>ㄱ ( 省 略 )<br/>ト</p> <p>2 ( 省 略 )</p>   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(株主等への剰余金の配当等の状況の公表)</b></p> <p><b>第 18 条</b> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主(以下「株主等」という。)への適切な剰余金の配当(投資信託受益証券の収益分配、投資証券の金銭の分配及び受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金を含む。以下同じ。)を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p><b>(株価推移等の公表)</b></p> <p><b>第 19 条</b> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移(優先出資証券、不動産投資信託証券又は外国株信託受益証券の引受けの場合はこれらに相当するもの)並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(公開価格等の決定に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)</b></p> <p><b>第 24 条</b> ( 現行どおり )</p> | <p>3 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(株主等への剰余金の配当状況の公表)</b></p> <p><b>第 18 条</b> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主(以下「株主等」という。)への適切な剰余金の配当を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p><b>(株価推移等の公表)</b></p> <p><b>第 19 条</b> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移(優先出資証券又は不動産投資信託証券の引受けの場合はこれらに相当するもの)並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(公開価格の決定に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)</b></p> <p><b>第 24 条</b> ( 省 略 )</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>2 引受会員は、前項の場合には、公開価格等の決定を適切に行うための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</p> <p><b>(配分の公平化)</b></p> <p>第 28 条 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、<u>優先出資証券又は外国株信託受益証券</u>の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。)を行ってはならない。なお、親引けを行う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。</p> <p>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその関係を維持するために必要な場合( <u>優先出資証券又は外国株信託受益証券</u>の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> <p>2 企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合( 当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。)( <u>優先出資証券又は外国株信託受益証券</u>の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> | <p>2 引受会員は、前項の場合には、公開価格の決定を適切に行うための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</p> <p><b>(配分の公平化)</b></p> <p>第 28 条 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券<u>又は優先出資証券</u>の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、親引けを行う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。</p> <p>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその関係を維持するために必要な場合( <u>優先出資証券</u>の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> <p>2 企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合( 当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。)( <u>優先出資証券</u>の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>3 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合(当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む。))により確認できる場合に限る。)(優先出資証券又は外国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p>5 発行者(連結子会社又は持分法適用会社を含む。)の取締役(委員会設置会社の場合には執行役を含み、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)(会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。))監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合(新株予約権の譲渡価額に相当する金額を<u>あらかじめ</u>又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込金に金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。))</p> <p>4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、親引けを行ってはなら</p> | <p>3 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合(当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む))により確認できる場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p>5 発行者(連結子会社又は持分法適用会社を含む。)の取締役(委員会設置会社の場合には執行役を含み、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)(会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。))監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合(新株予約権の譲渡価額に相当する金額を<u>予め</u>又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込金に金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。))</p> <p>4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、親引けを行ってはなら</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>ない。</p> <p>1 当該不動産投資信託証券が投資証券である場合は、当該投資証券の発行者である投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う<u>投資信託委託会社</u></p> <p>2<br/>ゝ ( 現行どおり )</p> <p>6</p> <p>5 ( 現行どおり )</p> <p><b>(この規則の一部の適用除外)</b></p> <p><b>第 33 条</b> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1<br/>ゝ ( 現行どおり )</p> <p>6</p> <p>7 売出し<br/>第18条から第20条まで</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 20 年 10 月 14 日から施行する。</p> | <p>ない。</p> <p>1 当該不動産投資信託証券が投資証券である場合は、当該投資証券の発行者である投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う<u>投資信託委託業者</u></p> <p>2<br/>ゝ ( 省 略 )</p> <p>6</p> <p>5 ( 省 略 )</p> <p><b>(この規則の一部の適用除外)</b></p> <p><b>第 33 条</b> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1<br/>ゝ ( 省 略 )</p> <p>6</p> <p>7 売出し<br/>第17条から第20条まで</p> |

『『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成 20 年 10 月 14 日

( 下線部分変更 )

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><b>(新規公開における引受審査項目の細目)</b></p> <p><b>第 5 条</b> 規則第 13 条第 2 項に規定する株券、<u>優先出資証券及び外国株信託受益証券</u>の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 企業経営の健全性及び独立性</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 関連当事者( <u>企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 31 号八</u>にて規定する人的関係会社を含む。)との取引の必要性、取引条件の妥当性</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ ( 現行どおり )</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ ( 現行どおり )</p> <p>3</p> <p style="padding-left: 2em;">( 現行どおり )</p> <p>8</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 規則第 14 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、<u>優先出資証券及び外国株信託受益証券</u>の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1</p> <p style="padding-left: 2em;">( 現行どおり )</p> <p>6</p> | <p><b>(新規公開における引受審査項目の細目)</b></p> <p><b>第 5 条</b> 規則第 13 条第 2 項に規定する株券及び<u>優先出資証券</u>の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 企業経営の健全性及び独立性</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 関連当事者( <u>金融商品取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則</u>にて規定する人的関係会社を含む。)との取引の必要性、取引条件の妥当性</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ ( 省 略 )</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ ( 省 略 )</p> <p>3</p> <p style="padding-left: 2em;">( 省 略 )</p> <p>8</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 規則第 14 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券及び<u>優先出資証券</u>の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1</p> <p style="padding-left: 2em;">( 省 略 )</p> <p>6</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p data-bbox="229 286 612 318">2 ( 現行どおり )</p> <p data-bbox="268 378 536 409"><b>( 株価推移等の公表 )</b></p> <p data-bbox="225 427 783 1126"><b>第 9 条</b> 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等(優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数(以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。)を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p> <p data-bbox="268 1193 676 1225"><b>(ブックビルディングの手続き)</b></p> <p data-bbox="225 1243 783 1368"><b>第 10 条</b> 規則第 22 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="261 1386 480 1417">1 仮条件の決定</p> <p data-bbox="282 1435 783 1608">引受会員は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。</p> <p data-bbox="282 1626 643 1657">イ ( 現行どおり )</p> <p data-bbox="282 1666 783 1771">ロ 上場発行者及び外国上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しにおける仮条件の決定</p> <p data-bbox="282 1789 783 1960">(1) 募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券、不動産投資信託証券又は外国株信託受益証券の時価及び流動性並びに株券、優先出</p> | <p data-bbox="813 286 1197 318">2 ( 省 略 )</p> <p data-bbox="852 378 1115 409"><b>( 株価推移等の公表 )</b></p> <p data-bbox="809 427 1367 1081"><b>第 9 条</b> 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等(優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数(以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。)を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p> <p data-bbox="852 1193 1260 1225"><b>(ブックビルディングの手続き)</b></p> <p data-bbox="809 1243 1367 1368"><b>第 10 条</b> 規則第 22 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="845 1386 1064 1417">1 仮条件の決定</p> <p data-bbox="866 1435 1367 1608">引受会員は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。</p> <p data-bbox="866 1626 1227 1657">イ ( 省 略 )</p> <p data-bbox="866 1666 1367 1771">ロ 上場発行者及び外国上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しにおける仮条件の決定</p> <p data-bbox="866 1789 1367 1960">(1) 募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券の時価、流動性及び株券、優先出資証券又は不動産投資信託</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>資証券、不動産投資信託証券又は外国株信託受益証券を公開している金融商品市場(外国株信託受益証券においては、金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場に上場している場合は、当該金融商品市場を含む。)</p>  | <p>証券を公開している市場</p>   |
| <p>(2) ( 現行どおり )</p>  | <p>(2) ( 省 略 )</p>   |
| <p>(3) ( 現行どおり )</p>  | <p>(3) ( 省 略 )</p>   |
| <p>2 ( 現行どおり )</p>  | <p>2 ( 省 略 )</p>   |
| <p>3 ( 現行どおり )</p>  | <p>3 ( 省 略 )</p>   |
| <p>2 ( 現行どおり )</p>  | <p>2 ( 省 略 )</p>   |
| <p><b>(配分の公平化)</b></p>  | <p><b>(配分の公平化)</b></p>   |
| <p><b>第 11 条</b> 規則第 28 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p>  | <p><b>第 11 条</b> 規則第 28 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p>   |
| <p>1 ( 現行どおり )</p>  | <p>1 ( 省 略 )</p>   |
| <p>2 規則第 28 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。</p> | <p>2 規則第 28 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の 15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。</p> |
| <p>3</p>  | <p>3</p>   |
| <p>4 ( 現行どおり )</p>  | <p>4 ( 省 略 )</p>   |
| <p>6</p>  | <p>6</p>   |

| 新   | 旧 |
|---|---|
| 付 則<br><br>この改正は、平成 20 年 10 月 14 日から施行する。 |   |

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 14 日

( 下 線 部 分 変 更 )

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>(新規公開の際の一部抽選)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 協会員は、新規公開(<u>外国株信託受益証券</u>においては、<u>金商法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)</u>に上場していない発行者が発行する場合に限る。以下同じ。)に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。</p> <p>1<br/>         ① ( 現 行 ど お り )</p> <p>6</p> | <p><b>(新規公開の際の一部抽選)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。</p> <p>1<br/>         ① ( 省 略 )</p> <p>6</p> |
| <p><b>(集中配分及び不公正配分の禁止)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。</p>  | <p><b>(集中配分及び不公正配分の禁止)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。</p>         |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>(配分状況の公表)</b></p> <p><b>第 9 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 協会員は、新規公開に際して行う株券及び外国株信託受益証券の個人顧客への配分状況を 1 か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告しなければならない。</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 20 年 10 月 14 日から施行する。</p> | <p><b>(配分状況の公表)</b></p> <p><b>第 9 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を 1 か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告しなければならない。</p> <p>3 ( 省 略 )</p> |

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 14 日

( 下 線 部 分 変 更 )

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>( 定 義 )</b></p> <p><b>第 3 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等</p> <p>株券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券並びに外国株預託証券(金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。)及び<u>外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。)をいう。</u></p> <p>2<br/>( 現 行 ど お り )</p> <p>11</p> <p style="text-align: center;"><b>( 担 保 金 の 代 用 )</b></p> <p><b>第 7 条</b> ( 現 行 ど お り )</p> <p>2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲</p> | <p style="text-align: center;"><b>( 定 義 )</b></p> <p><b>第 3 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等</p> <p>株券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券並びに外国株預託証券(金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。)</p> <p>2<br/>( 省 略 )</p> <p>11</p> <p style="text-align: center;"><b>( 担 保 金 の 代 用 )</b></p> <p><b>第 7 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>げる率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券及び外国証券信託受益証券を含む。第3条第11号イに同じ。） 100分の80</p> <p>2<br/>（ 現行どおり ）</p> <p>21</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p> <p><b>（社内規則の制定）</b></p> <p><b>第15条</b> 会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する<u>社内規則</u>を制定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成20年10月14日から施行する。</p> | <p>げる率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券及び優先出資証券を含む。第3条第11号イに同じ。） 100分の80</p> <p>2<br/>（ 省 略 ）</p> <p>21</p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p><b>（社内規程の制定）</b></p> <p><b>第15条</b> 会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する<u>社内規程</u>を制定しなければならない。</p> |